

第2回

AI利活用における民事責任の在り方に関する研究会 事務局説明資料

2025年10月1日

商務情報政策局 情報経済課

1. 第1回研究会でのご意見

2. 想定事例3：画像認識AI

3. 想定事例4：画像生成AI

4. 想定事例4に関する立証上の論点

第1回研究会の討議概要と対応方針①

区分	ご意見の概要	事務局対応方針
成果物の名称や位置づけ等について	<ul style="list-style-type: none"> ● 本研究会における成果物の名称は、「準則」より、「解釈の指針」や「考え方」等の表現が適切ではないか。 ● 法律の解釈は最終的には裁判所が示すため、成果物の位置づけについては慎重な検討が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 最終的な成果物の名称は、「考え方」や「指針」等の位置づけの文書にすることも視野に入れ、改めて検討したい。
異なる場面設定の必要性について	<ul style="list-style-type: none"> ● AI利用時の最終的な判断に関する責任が全て利用者にあるとすると、利用者はAIを使うインセンティブを失いかねない。高度な能力を持つAIを利用することによって、利用者の注意義務が一定程度軽減される、あるいはAIの判断を信頼することが許容されるという解釈の可能性も検討すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 後記6頁以下・想定事例3としてご議論いただきたい。
想定事例1及び2に関する論点について	<ul style="list-style-type: none"> ● 想定事例1において、Aは適切な指示・警告を行うとともに、契約に免責規定を設けることが重要である。他方、免責規定があっても、Aに故意・重過失があれば責任を負う可能性はある。 ● 想定事例2において、弁護士Cが責任を負う理由は、職業上の法的義務として、AI利用の有無にかかわらず、自らの判断で法的サービスを提供する責任を依頼者Vに対して負っているためである。この違いを踏まえ、第1回研究会事務局説明資料14頁下線部における責任範囲が「通常業務と比較すれば狭まり得る」との記述について、専門業務において用いられるAIは、開発・提供における配慮が少なくてもよい、という誤解を招かないよう、表現に留意する必要がある。例えば“説明義務違反あるいは幫助責任として評価される場合が少ない”という趣旨の表現のほうが望ましいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 左記を含め、いただいたご指摘については取りまとめに反映させていただく。

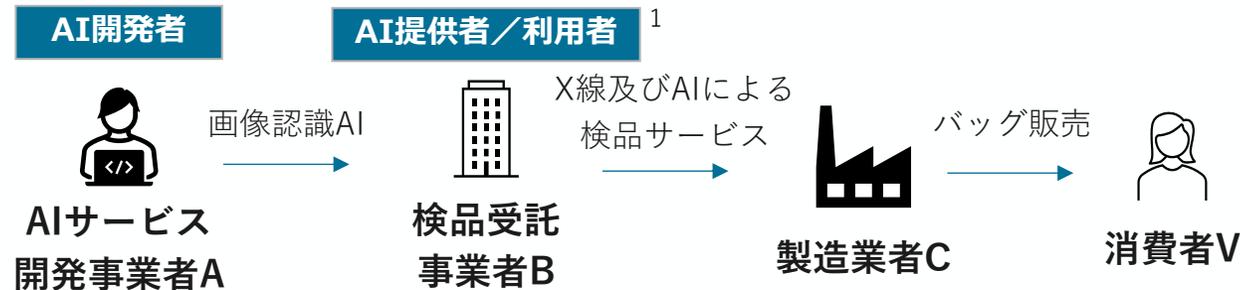
第1回研究会の討議概要と対応方針②

区分	ご意見の概要	事務局対応方針
<p>想定事例1及び2に関する論点について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 想定事例1、2は、いずれも利用者が最終判断を下すことを前提としており、構造上の違いは大きくない。両者の違いは、責任判断の枠組みではなく、求められる注意義務の程度の差と捉えるべきではないか。 ● A・Bの責任が問題となるのは、主として、弁護士Cが依頼者Vに賠償した後の、CからA・Bに対する求償関係においてであり、その際は契約で予定された性能が満たされていたか、A・Bからの説明が十分であったか等が争点になると考えられる。 ● AIの出力は、学習用データ、ユーザが入力したプロンプト、RAG等で参照される外部データベースの3つの要素によって規定される。したがって、説明義務の範囲も、これらの要素を基に考えるべきである。 ● 説明義務について、例えば学習していないことを学習したと説明するような虚偽の説明は、説明義務違反になると言えるが、何を学習させたか等の具体的な説明の範囲や水準を一律に定めることは困難である。例えばその業界における一般的な知識に照らして、説明が妥当であったか否かを判断するなどの基準が考えられる。 <p>上記のほか、第1回研究会の論点について様々なご意見を頂いた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 左記を含め、いただいたご指摘については取りまとめに反映させていただく。

1. 第1回研究会でのご意見
2. **想定事例3：画像認識AI**
3. 想定事例4：画像生成AI
4. 想定事例4に関する立証上の論点

想定事例3：画像認識AI

- 製造品の検品を受託する事業者Bは、AIサービス開発事業者Aが開発した画像認識AIをX線検査装置と組み合わせ、製造品を検査して金属片などの異物を高精度で発見することが可能な検品サービスを提供している。
- バッグの製造業者Cは、全数検査における金属片検出についてBのサービスを定期的にご利用していた。Cからの受託業務との関係で、上記AIは特定の条件下で1mm以上の異物に対する検出確率約98%となるように調整されていた。また、当該AIは1次スクリーニングに用いられており、AIによる判断では不確実性が高い画像を人間の2次レビューに回すことで、従来の人手のみによる確認に比べ精度の高い検品を、約半分の短納期で処理することができる。
- 受託開始から3年間、Bの検品において重大な見落としは発生せず、紙片や布片等の混入によるクレームが数件生じた程度であった。しかし、受託開始から4年目に、バッグに混入したカッターナイフの刃先（2cm）をBが発見できず、購入した消費者Vが負傷した。ロット番号やAIのログ等を踏まえ調査した結果、当該刃先はAIの検出対象範囲内の異物であったが、バッグの部品の陰に隠れており、AIがスクリーニング段階で非常に低い確率で見逃したことが判明した（異物の評価に関し、後記8頁・分岐a及びb参照）。
- なお、BとCとの間の契約においては、「Bが商業上合理的な注意及び技能をもって、Cの指示に従い検品作業を行う」との抽象的な条項が定められていたほか、サービスの具体的な精度についての合意はなかった。



1 Bにおいては、Bの品質管理部門がAの開発したAIシステムを導入し、自社のX線検査システムに組み込んだ上、Bの検査部門の業務に供している事例を想定する。このとき、BはAI提供者としての地位とAI利用者としての地位を有する（AI事業者ガイドライン（第1.1版）本編5頁、同別添8-9頁参照）。

論点の所在

- 第1回研究会では、AI利用者がAIの出力を検証したうえで業務判断に用いる義務を負うユースケースについて議論を行った。
 - 他方、非常に精度の高いAIを用いる場合、このような原則論を適用することが不合理となる場合もあり得る。
- 想定事例3では、まずCはVに対し製造物責任を負う可能性が高いと考えられる²。
- その上で、Bの検査に不備があった場合、VはBに対しても不法行為責任（過失責任）を追求し得るほか、Cは契約上の債務不履行又は不法行為に基づきBに対して求償することが考えられる。
- AIを用いていない事案で、同種の検品の受託事業者が負う善管注意義務の内容について、後記10頁：参考裁判例①参照。
→モニターを担当者が注視して異物の有無を判定確認する方法で行われる検品受託業務は、安全性確保という目的を達するための手段たる債務として、これに必要な精度を備えたものとして合意されたと解すべきであり、検針作業の精度として、平均的な注意力を有する者が同種作業で通常発見可能な異物の大部分を発見する程度の精度を有することが債務の内容となると判示した。
- 検品を含む画像認識の分野では、集中力に限界がある人間の作業に比し、AIの精度が非常に高くかつ高速な処理が可能であるため³、AIがスクリーニングする部分と人間が厳密に検証する部分とを役割分担することで、全体として高い精度とスピードを実現している場合がある。
- このような場合に、AI利用者がAIの出力を全件確認し、誤った出力があれば是正する注意義務を負うこととなれば、事実上困難な義務を課すことになる上、AIを用いた効率化の便益を損なうことにならないか。

² なお、AはBに対しAIのソフトウェアだけを納入しており、日本の製造物責任法は適用されない事実関係を想定している。

³ 例えば、[1]産業用製品の外観検査、[2]食品の内部異物検査、[3]X線セキュリティ検査等において機械学習モデルが高い精度を示す研究や実証が報告されている。こうした研究成果を踏まえ、多様な産業産業分野における導入も進んでいる。

[1] Roth et al., "Towards Total Recall in Industrial Anomaly Detection" (CVPR, 2022)

[2] Andriiashen et al., "Unsupervised foreign object detection based on dual-energy absorptiometry in the food industry" (Journal of Imaging, 2021)

[3] Akcay & Breckon "Towards Automatic Threat Detection: A Survey of Advances of Deep Learning within X-ray Security Imaging" (Pattern Recognition, 2022)

【論点3-1】高精度なAIを用いたサービスを提供するBの注意義務（1/2）

- 高精度化したAIの利用に際しては、AI利用者がAIによる出力の全てを検証するまでの義務は負わず、AIシステム全体として可能な限り誤検知を防ぐための合理的な措置を講じていれば、過失が認められない場合があるのではないか。

➤ Bの注意義務を判断するにあたり重要と考えられるポイント⁴

- **一般に当該業務に要求される作業精度の水準**：人手による検品の事例として後記8頁・参考裁判例①が参考となる（平均的な注意力を有する者が同種作業で通常発見可能な異物の大部分を発見する程度の精度）
- AIを用いて高精度化したサービスでは上記基準より高い精度を求められ得るが、100%の検知保証が困難である点は同様に妥当する。人による作業水準を上回る程度に検出率の高いAIを用いた上で、可能な限り誤検知を防ぐための措置を講じていたにもかかわらず発生してしまった見逃しについては、AIの判断が誤っていたとしても責任を負わない場合はあり得るのではないか。
- AIの検出率が上記のとおり優れたものである場合に、個別の誤検知の性質によって評価が分かれるか。

【分岐a】通常 の注意力を有する作業員にとって発見困難な異物である場合

→上記裁判例①に照らして「通常発見可能」とは評価されず、結果回避可能性にも乏しいため、AIがこのような異物を見逃したとしてもBは要求される業務水準を満たしていたと言えるのではないか。

【分岐b】通常 の注意力を有する作業員であれば発見可能な異物である場合

→人が確認していれば結果回避が可能であった場面と評価され得る。

→しかし、このような場合も、AIによって人力だけの場合より高精度な業務水準を実現し、サービス全体として通常発見可能な異物の「大部分」を発見していたのであれば、Bは要求される業務水準を満たしていたと言えるのではないか。

- 分岐a及びbいずれの場合においても、高精度なAIを用いることで、人力だけでは達成困難な精度やスピードを実現しているところ、人が判断する領域を増やすとかえって誤検知のリスクを高めることにならないか。

⁴ 一般的に人手で行われてきた作業をAIによって行う場合には、以下のとおり人の業務水準が一つの基準となるが、機械化・自動化が進んでいる業務領域においては、当該領域で一般的に用いられるシステムの精度が比較対象となる場合も想定される。

【論点3-1】高精度なAIを用いたサービスを提供するBの注意義務（2/2）

- 上記に関し、直接援用し得る裁判例ではないものの、価値判断の参考となり得る裁判例として以下がある⁵。
 - 不法行為法に関するものではないが、無過失が要件となる民法478条の解釈適用にあたり、銀行は、ATM等のシステムの設置・管理について、可能な限度で無権限払戻しを排除しうよう注意義務を尽くしていれば、過失が認められない場合がある（後記10頁・参考裁判例②③）。
 - 不法行為法に関するものでは、仮想通貨取引システムを提供していた事業者が、業界の自主規制に準拠した設計運用を行っていたこと等を踏まえ、仮想通貨の流出について過失がないと判断された裁判例がある（後記11頁・参考裁判例④）。
- AI利用者は、精度の高いAIを利用していれば直ちに免責されるわけではなく、参考裁判例③のように、AIシステムの運用において可能な限り過誤を減少させるための必要な措置を講ずる義務を負う場合があると考えられる。
- AIのリスクを低減するAIガバナンスの観点から、AI利用者・AI提供者であるBは以下のような措置を講じ得る。**下記措置の全てが注意義務を構成するものではなく、Bのサービスの内容、AIの性能・設計、AI開発者との役割分担等、個々の状況に応じて求められると考えられる措置は異なるが**、下記のようなガバナンスの構築状況は、Bが可能な限りの注意を払っていた事情として評価されると考えられる。

AI利用におけるガバナンス	具体的な措置	AI事業者ガイドラインにおける関連箇所 (本編35-39頁参照)
安全性に配慮した適正利用	<ul style="list-style-type: none"> • 使用するモデルや閾値の管理 • 実運用条件での性能確認・継続学習 • モデルの劣化有無の検証 • AIの検査対象の適否や他検査の併用の要否を検討 等 	U-2) i. 安全を考慮した適正利用 P-2) i. 人間の生命・身体・財産、精神及び環境に配慮したリスク対策 等
人による関与 (HITL)	<ul style="list-style-type: none"> • 人によるレビューを行う範囲の適切な設定 • 習熟した担当者によるレビュー体制の構築 等 	P-2) i. 人間の生命・身体・財産、精神及び環境に配慮したリスク対策 P-2) ii. 適正利用に資する提供 等
誤検知時のフィードバック体制	<ul style="list-style-type: none"> • 重要な誤検知に関するAI提供者へのフィードバック • 原因分析や是正措置 等 	U-6) i. 関連するステークホルダーへの情報提供 U-7) i. 関連するステークホルダーへの説明 等
利用状況の記録及び透明性	<ul style="list-style-type: none"> • 検査画像・判定ログ・レビュー結果の保存 • 事故発生時におけるアカウントビリティの確保 等 	U-7) i. 関連するステークホルダーへの説明 P-6) ii. 関連するステークホルダーへの情報提供 等

⁵ このほか、AIによる過誤の発生可能性が僅少な範囲にコントロールされており、それでもなお特異な因果経過によって過誤が生じた場合には、予見可能性が否定される場合もあり得る（参考裁判例⑤参照）。

参考裁判例 (1/2)

参考裁判例①：検品委託契約に基づく受託者の義務の水準（東京地判平成26年3月14日（判例集未掲載））

- 原告が、取引先に納品するバッグ等への金属異物混入の有無の検査を、X線検査機器を有する被告に有償で依頼したところ、被告の検査作業に債務不履行があったとして、損害賠償及び不当利得の返還を求めた事案。
- 裁判所は、口頭で締結され、検針作業の精度について明示の合意もされていない本件契約における被告の検針業務は、モニターを担当者が注視して異物の有無を判定確認する方法で行われる以上、異物混入を完全に特定排除するという結果自体が債務内容であるとまでは解されず、安全性確保という目的を達するための手段たる債務として、これに必要な精度を備えたものとして合意されたと解すべきであり、本件契約では、検針作業の精度に関して、平均的な注意力を有する者が同種作業で通常発見可能な異物の大部分を発見する程度の精度を有することが債務の内容となると判断した。

➤ 検品受託業者の注意義務に関し、AIを用いずに担当者がモニターを注視して作業を行う場合の注意義務の水準に関して参考となる。

参考裁判例②：ATMを用いた無権限者の預金引き出しに関する銀行の義務（最判平成5年7月19日集民第169号255頁）

- 無権限者が預金通帳又はキャッシュカードを使用し暗証番号を入力してATMから預金の払戻しを受けた場合、銀行のATMで真正なキャッシュカードが使用され、正しい暗証番号が入力されていたときは、銀行側に暗証番号管理の不備など特段の事情がない限り、約款による免責は有効である。
- 当時用いられていたキャッシュカードの磁気ストライプ上には、届出暗証番号がコード化されて記録されており、市販のカードリーダーをパーソナルコンピュータに接続することで暗証番号を解読することができたが、このような方法で暗証番号を解読するためにはコンピュータに関する相応の知識と技術が必要であることを踏まえ、免責約款の効力を否定しなければならないほど安全性を欠くものとは言えない。

参考裁判例③：ATMを用いた無権限者の預金引き出しに関する銀行の義務（最判平成15年4月8日民集第57巻4号337頁）

- 銀行が無過失であるというためには、銀行において、上記方法により預金の払戻しが受けられる旨を預金者に明示すること等を含め、ATMを利用した預金の払戻しシステムの設置管理の全体について、可能な限度で無権限者による払戻しを排除し得るよう注意義務を尽くしていたことを要する。
- 不法行為法に関するものではないが、民法478条の無過失の判断にあたり、ATMのシステムにおいては真正なカードと暗証番号の一致を確認すれば機械的に払戻しが行われることを前提に、可能な限度で無権限者による払戻しを排除するための措置を講じていれば過失がないと判断される傾向にある。
- インターネットバンキングにおいても、振込送金時に暗証番号等が一致している場合には、銀行による暗証番号管理が不十分であった等の特段の事情がない限り免責されるとしつつ、銀行がシステム全体として可能な限度で無権限者による振込を排除しよう構築・管理していたとして、免責条項の適用を認めたものがある（東京高判平成18年7月13日金融法務事情1785号45頁）。

参考裁判例（2/2）

参考裁判例④：仮想通貨取引所システムの提供に関する注意義務（東京地判令和5年3月2日（判例集未掲載））

- 仮想通貨取引所の運営事業者に対し、被告が所要の取引システムを提供していたところ、システムの脆弱性により仮想通貨が流出したため、被告の不法行為責任等が問われた事案。
 - 被告がシステムの設計・運用にあたり、①日本仮想通貨交換業協会の自主規制を遵守していたこと、②金融庁は2018年に被告に対する業務改善命令を発出したが、2019年6月には報告義務が解除され、一定の水準を満たしていたと評価されていたこと、③民間のセキュリティ格付け会社による評価でも、当時「AiS（シングルAフラット）」とされ、一定の安全性が認められていたこと等から、原告らが主張する詳細なリスク管理義務に基づく被告の過失を否定。
- 特殊な取引形態についての裁判例ではあるが、システムの設計・運用に関する過失の判断に当たって、業界の自主規則等、当該業界において求められる一般的なセキュリティの水準を満たしていることを考慮し過失を否定した点において参考となり得る。

参考裁判例⑤：空港チェックインシステムの障害に関する責任（東京高判平成22年3月25日（判例集未掲載））

- 空港チェックインシステムにおいて、バックアップシステムからホストコンピュータへのデータの切り戻しの際、制限時間と処理完了が同時となり、ホストコンピュータが異常終了した。システム障害により原告らの到着時刻が大幅に遅延したことで、被告の債務不履行に関する過失の有無が争点となった。
 - 当該事件におけるシステム及びバックアップシステムは長期にわたって不具合が発生していなかったこと、本件システム障害は制限時間200秒が経過した時点が0.00016秒（計算値）という一瞬の間隙と重なったために生じたもので、偶発的なタイミングの一致からシステム障害が発生することを予測することは当該時点のコンピュータシステムの技術水準では極めて困難であったこと等から、障害発生についての被告の予見可能性を否定した。
- システムが長期にわたり安定的に運用されており、結果として事故に至った原因が非常に特異なものである場合には、事故に関する予見可能性が否定される場合もある。

【論点3-2】上記の考え方が妥当しうる場面

- 【論点3-1】のような過失の捉え方が成り立つ場合、どのようなAIの利用場面に妥当し得るか。
 - AIの誤った出力に依拠したことについて、必ずしもAI利用者に帰責すべきといえない根拠は以下の点にある（前記8頁）。
 - ① AIの精度が十分に高く、当該領域において一般に要求される人の作業水準を超えていること
 - ② それゆえ、人の判断領域を増やすとかえって誤った判断を増やす結果となる可能性もあること
 - ・ 現状、上記を満たすAIは、画像認識のように機械的かつ膨大な作業が主な領域になると考えられる。
 - ・ 他方、その他のAIについても、今後の技術水準の向上等により上記のような場合に該当すれば、同様の考え方を適用すべき場合はあり得るのではないか。
 - 今後の実務の蓄積により、例えば業界の一般的な実務慣行や自主規則等において、一定の業務領域に関し上記の要素を満たすAIの活用が認められ、AI利用者がこれに沿ってAIを運用している場合には、参考裁判例③④に見られるように、過失が否定される可能性が高まり得るのではないか。
 - 他方、AIが用いられる業務のリスクや専門性等によっては、【論点3-1】のような考え方が妥当しにくい場合もあり得る。
 - ・ 一般に、生命や身体に対するリスクが高い業務領域では高度な水準の注意義務が要求され、上記①②を満たすためには相当高水準なAIの精度が求められる。
 - ・ また、第1回研究会において議論を行った専門業務（第1回研究会事務局資料13-14頁）においては、上記のような考え方が妥当する場面は限定的となる。例えば、最終的に人が独立の判断を下すべきことが法令上予定されている規制業種では、人がAIの出力を詳細に吟味検証することが求められやすい。

【論点3-3】 Aの注意義務

- 想定事例3のようにAIの判断が一定の範囲でそのまま業務上の判断として用いられる場面においては、AI開発者が業務補助AIの場合よりも高度の注意義務を負う場合があり得るか。
- 【論点3-1】においてBに責任が生ずる場合、多くのケースでは、Aの責任は契約等に基づく求償の範囲でのみ論点となり得る。他方、Bに責任が生じない場合、AがCやVに対しどのような範囲で過失責任を負い得るかが重要な問題となる。
- 製品の安全性を可能な限り確保するという業務目的との関係で、一定の範囲でAIの出力が直接用いられることを踏まえ、開発者は業務補助AIの場合（第1回研究会事務局資料10頁）よりも高度な注意義務を負うか。
 - AIが発揮すべき精度は基本的にAB間の契約によって規律されると考えられ、Aが契約上求められる水準の精度を発揮していた場合には、それを超える注意義務を負うことは想定し難いと思われる。
 - もっとも、AIのリスクを可能な限り低減するための措置として、AIガバナンスの観点から、AI開発者は以下のような措置を講じ得る。**下記措置の全てが注意義務を構成するものではなく、AIの機能・射程やAI提供者・利用者との役割分担等、個々の状況に応じて求められると考えられる措置は異なるが**、下記のようなガバナンスの構築状況は、Aが可能な限りの注意を払っていた事情として評価されると考えられる。

AI開発におけるガバナンス	具体的な措置	AI事業者ガイドラインにおける関連箇所 (本編30-33頁参照)
開発・設計上の措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 開発上可能な範囲での精度向上 ● 実運用条件に近い環境で精度や安定性を検証 ● 検出が難しい条件（サイズ/位置/材質等）を抽出 ● 人による関与（HITL）を行うべき範囲の適切な設計 等 	D-2) ii. 人間の生命・身体・財産、精神及び環境に配慮した開発 D-2) iii. 適正利用に資する開発
指示・警告上の措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 性能限界や残留リスクの詳細な伝達 ● 検出可能範囲や人による関与が必須となる条件を明示 等 	D-2) iii. 適正利用に資する開発 D-6) ii. 関連するステークホルダーへの情報提供
継続的なモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ● モデルの挙動変化や性能劣化の検知 ● AI利用者のフィードバックを踏まえた不具合の修正 等 	D-6) i. 検証可能性の確保

想定事例1～3の横断的整理

例)

- ・ドライバーによる経路最適化AIの利用
- ・弁護士による法務レビューAIの利用
(第1回研究会)

A) AIの機能・射程を踏まえ、あくまで業務判断の補助としてAIを用いるべき類型

- ・ AI利用者の判断が業務上適切なものであったか否かにより過失の有無が判断され、AIの出力に依拠したことで過失が否定されることは考えにくい（第1回事務局資料9頁、13頁）。
- ・ AIの出力が直接的に侵害の発生に寄与したものではないため、AI開発者・AI提供者は例外的な場合においてのみ責任を負い得る（説明義務違反、侵害を誘発した場合の責任等。第1回事務局資料10頁、13頁）。

AIの各ユースケースがいずれの類型に該当するか？

- ・ 考慮要素（第1回事務局資料14頁）：
 - ① 業務の性質・難易度
 - ② リスクの性質・程度
 - ③ 資格制度の有無
 - ④ 効率化・省人化によってもたらされる便益

→現状では多くのユースケースがAに該当すると考えられるが、AIの精度向上やAIを用いた実務の進展等に伴い、Bに該当するものが増加することが見込まれる。

B) AIの精度が一般に当該作業に求められる水準を上回っており⁶、AIの出力を業務判断に援用することが責任論の枠組みでも尊重され得る類型

- ・ AIが結果として誤出力を生じた場合でも、AI利用者に過失が認められない場合があり得る。但し、AIシステム全体として過誤の発生を可能な限り防止するための措置を講ずる義務を負う可能性がある（前記8-9頁）。
- ・ AI開発者も、AIの出力が直接援用されることを踏まえ、AIの過誤を可能な限り防止する義務を負う可能性はあるが、契約上合意された水準を実現する義務が中心となる（前記13頁）。

例)

- ・ 製品検査における画像認識AI
(第2回研究会)

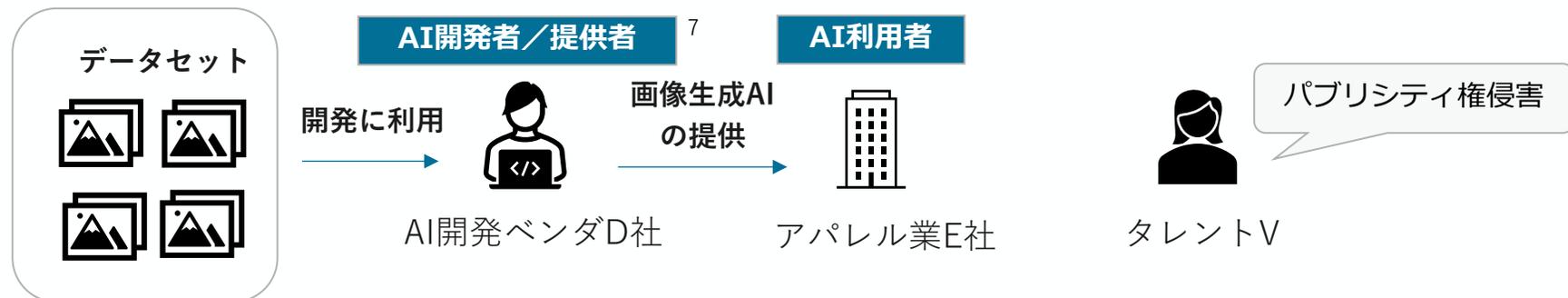
	人であっても発見困難な過誤	人であれば通常発見可能な過誤
利用者の責任	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として免責されることが考えられるべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の場面として人が確認していれば結果を回避し得たことをどのように評価するか。 ・ 業務全体として人力のみによる場合よりも高い精度を発揮していた場合、免責される可能性もあり得るか。
開発者の責任	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として免責されることが考えられるべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務補助AIの場合よりも高度の注意義務を負う場合があり得るか。

⁶ 比較対象となる業務水準について、前記8頁・注4参照。

1. 第1回研究会でのご意見
2. 想定事例3：画像認識AI
- 3. 想定事例4：画像生成AI**
4. 想定事例4に関する立証上の論点

想定事例4：画像生成AI

- AI開発ベンダD社は、約10億枚の画像が含まれている公開データセットを用いた画像生成AIを開発・提供していた。当該AIはリアルな風景画や人物画像等の多様なニーズに対応することを目的とした汎用サービスであり、利用規約上、生成物は商用利用も可能とされ、創作活動、SNS等で用いるアイコン、企業の広告等に用いられていた。
- アパレル業を営むE社は、当該AIによって生成された画像のうち、自社ブランドの雰囲気と合致する肖像をいくつか選択し、自社商品のWeb広告に利用した。しかし、メインの広告に使用していた画像が全国的に知名度のあるタレントVの容貌に酷似しており、これを発見したVは自己のパブリシティ権が侵害されていると主張した。Eは、タレントVを含む著名人と類似の画像を生成することを意図しておらず、プロンプト入力に際しても固有名詞は入力せずに多様な人物やポーズのパターンを生成していた。
- Dが当該AIの開発に用いていたデータセットは、人物の画像等を示すURLを大量に含んだ公開データセットであり、ウェブクロールによって作成されたものであるため、タレントVの画像がデータセットに含まれていたかは確認が困難であったが、Recaptioningや潜在空間での学習等、元データが生成画像にそのまま反映されることを防ぐための措置を講じていた。また、Dが実施したモデル評価の過程や、リリース後のユーザからのフィードバックにおいて、Vに酷似した画像が生成されたという報告は一切なかった。



画像生成AIとパブリシティ権

- パブリシティ権が争点化する従来のケースと比べ、画像生成AIにおいては下記の特异性がある。

▶ パブリシティ権の概要

参考裁判例⑥：パブリシティ権について（平成24年2月2日民集66巻2号89頁）

権利の性質	<ul style="list-style-type: none">• 人の氏名・肖像等は個人の人格の象徴であるから、当該個人は人格権に由来するものとして、これをみだりに利用されない権利を有する。• 肖像等は、商品の販売等を促進する顧客吸引力を有する場合があります、このような顧客吸引力を排他的に利用する権利（「パブリシティ権」）は、肖像等それ自体の商業的価値に基づくものであるから、上記の人格権に由来する権利の一内容を構成する。• 肖像等に顧客吸引力を有する者は、社会の耳目を集めるなどして、その肖像等を時事報道、論説、創作物等に使用されることもあり、その使用を正当な表現行為等として受忍すべき場合もある。
判断基準	<ul style="list-style-type: none">• ①肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用し、②商品等の差別化を図る目的で肖像等を商品等に付し、③肖像等を商品等の広告として使用するなど、専ら※肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするといえる場合に、パブリシティ権を侵害するものとして、不法行為法上違法となる。

※「専ら」は、「only」、「exclusively」の意味に限られるのではなく、「mainly」の意味を含み得る（中島基至「最高裁判所判例解説民事篇平成24年度」40頁）。

▶ パブリシティ権が争点化する経過

- 従来型の行為類型



- AIによる画像生成過程



【論点4-1】 Eの責任

- タレントVの容貌に酷似した画像を広告に利用したことについて、AI利用者であるEの責任をどのように考えるか。

▶ 権利侵害性：生成された肖像とタレントVとの類似性

- パブリシティ権侵害といえるためには、AIにより生成された肖像がVであることを認識できる必要がある。
→想定事例4において生成された肖像は、Vに酷似しているため、パブリシティ権侵害の成立を肯定し得る。

参考裁判例⑦：パブリシティ権侵害における被侵害者と人物絵の類似性（東京地判平成17年6月14日判タ1217号310頁）

- ロック歌手である原告に似た人物絵をパチンコ機に使用したことで、パブリシティ権侵害が争われた事案において、本件人物絵は、原告の肖像がイメージにあったと推認されるが、客観的に見て、原告とある程度の類似性は有するものの、原告を知る者が容易に原告であると識別し得るほどの類似性を備えたものとはいいい難い等の理由で、パブリシティ権侵害は成立しないと判示した。

- 生成し利用した画像がVに類似している限り「専ら顧客有引力の利用を目的とする」行為と評価できるため、データセットにVの画像が含まれていることは権利侵害の要件にはならないと考えられる⁸。

▶ 故意・過失：当該人物の著名性等に応じた評価

- 一般に、商品等の広告として使用するなど参考裁判例⑥が示した3類型で著名人の肖像を用いる場合、利用者には、合理的な範囲で、当該肖像を広告に使用した場合にパブリシティ権を侵害しないかについて調査・確認を行う義務を負うと考えられる。
→想定事例4のように「全国的に知名度のあるタレントV」の場合、少なくとも過失が認定される可能性が高い。

※ 想定事例4とは別に、例えば一部地域でのみ知名度のあるローカルタレントに酷似した画像が生成された場合等については、どこまでの調査・確認義務を尽くすべきかが論点となり得る。また、このような場合、肖像の顧客有引力の程度に応じてパブリシティ権の成否自体も論点になり得る。

⁸ これに対し、狭義の肖像権侵害では受忍限度論が採用されており（最判平成17年11月10日民集59巻9号2428頁）、権利侵害の過程が総合的に評価されるため、データセットに当該人物の肖像が含まれているか等の要素が考慮されることはあり得る。想定事例4ではパブリシティ権が議論の対象となるため、狭義の肖像権侵害の成立要件については議論の対象外とする。

【論点4-2】 Dの責任（1/4） —判断枠組み①

- AI開発者・提供者であるDの責任については、下記の通り複数の捉え方があり得る。

1. タレントVの肖像を収集し、データセットに利用してモデルを開発する行為

- 前記17頁「AIによる画像生成過程」のとおり、データセットの画像は、直接出力に用いられ対外的な利用のために用いられることはなく、モデルのパラメータの調整のみに用いられている。
- 「専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とする」利用とはいえ、パブリシティ権を侵害しないと考えられる。

2. 画像生成AIの提供行為（1） —自身が侵害主体と解される場合⁹

- AI利用者の行為を通じてD自身がパブリシティ権を侵害主体として侵害していると評価される場合はあるか。

参考裁判例⑧：生徒による演奏行為に関する音楽教室運営者の侵害主体性（最判令和4年10月24日民集76巻6号1348頁）

- ・侵害主体の判断にあたり、演奏の目的及び態様、演奏への関与の内容及び程度等の諸般の事情を考慮すべきという判断枠組みを示した上で、生徒が演奏技術の向上等を図ることを目的としていること、そのための手段として自らの意思で演奏を行っていること、演奏行為自体も生徒自身の行為により完結していること、教師（を通じた原告ら）の関与の内容及び程度等は、あくまで生徒の演奏に対する補助ないし助力程度のものにとどまること等を理由に、生徒の演奏に関し、原告らの利用主体性を否定した。

参考裁判例⑨：録画等サービス提供者の侵害主体性（最判平成23年1月20日民集65巻1号399頁）

- ・親機が放送番組を録画・録画データをインターネットを通じて送信、子機はインターネットを介して親機の録画を指示し、その後親機から録画データの送信を受け、これを再生するサービスの提供者が、複製の主体といえるかが論点となった事案。裁判所は、複製の主体の判断にあたり、複製の対象、方法、複製への関与の内容及び程度等の諸般の事情を考慮して、誰が当該著作物の複製をしているといえるかを判断するのが相当という判断基準を示した上で、サービス提供者は、単に複製を容易にするための環境等を整備しているにとどまらず、その管理、支配下において、放送を受信して複製機器に対して放送番組等に係る情報を入力するという、複製の実現における枢要な行為をしており、このような行為がなければ、利用者が録画の指示をしても、放送番組等の複製をすることはおよそ不可能であることを理由として、複製の主体はサービス提供者であると判示した。

→汎用的な画像生成AIは、利用者のプロンプトに応じた画像を確率的に生成するモデルであり、AIをどのように用いて創作活動を行うかは利用者の利用形態に依存していること、AIはその補助ないし助力の位置づけに留まることから、D自身が侵害主体と評価される場面は限定的と考えられる。

⁹ なお、パブリシティ権に基づく差止請求の相手方となるかは、妨害を生じさせている事実についての管理支配の程度に応じて判断される。妨害を生じさせている事実につき、侵害者の管理支配が及んでいる場合か、あるいは、侵害者の管理支配が必ずしも及んでいない場合かは、パブリシティ権に基づく差止請求の可否においても考慮され得る。

【論点4-2】 Dの責任（2/4） —判断枠組み②

3. 画像生成AIの提供行為（2） —Eのパブリシティ権侵害についての共同不法行為

- ▶ AI利用者のパブリシティ権侵害行為についてDが共同不法行為責任（幫助責任）を問われる場合はあるか
- ▶ 参考裁判例⑩では、カラオケ装置が、利用店の経営者による著作権侵害を生じさせる蓋然性の高い装置であること等（下記(1)～(5)参照）を理由に、カラオケ装置のリース業者に、著作権使用許諾契約の締結・申込みを確認した上でカラオケ装置を引き渡すという条理上の注意義務を課し、同注意義務を履行していないことを理由にリース業者の共同不法行為責任を認めた。

参考裁判例⑩：最判平成13年3月2日民集55巻2号185頁

- リース業者がカラオケ装置のリース契約を締結した場合において、当該装置が専ら音楽著作物を上映し又は演奏して公衆に直接見せ又は聞かせるために使用されるものであるときは、リース契約の相手方に対し、当該音楽著作物の著作権者との間で著作物使用許諾契約を締結すべきことを告知するだけでなく、上記相手方が当該著作権者との間で著作物使用許諾契約を締結し又は申込みをしたことを確認した上でカラオケ装置を引き渡すべき条理上の注意義務を負うと判示した。
- 上記注意義務を負う理由として、(1)カラオケ装置が利用店の経営者による著作権侵害を生じさせる蓋然性の高い装置であること、(2)著作権侵害は刑罰法規にも触れる犯罪行為であること、(3)リース業者がカラオケ装置の賃貸によって営業上の利益を得ていること、(4)カラオケ装置利用店の経営者が著作権使用許諾契約を締結する率が必ずしも高くないことは公知の事実であり、リース契約の相手方による使用許諾契約の締結・申込みが確認できない限り、著作権侵害の蓋然性を予見すべきであること、(5)リース業者は、使用許諾契約の締結・申込みを容易に確認することができ、これによって著作権侵害回避のための措置を講ずることが可能であることを挙げた。

- ▶ 汎用的な画像生成AIの出力は、前頁のとおり利用者のプロンプトに応じた画像を確率的に生成するものであり、当該AIの提供行為が典型的にパブリシティ権を侵害する危険性が高いとはいえない。
- ▶ 他方、当該画像生成AIの機能やデータセットの規模等を踏まえ、AIモデルが特定の著名人の画像を生成しやすくなっているような状況下では、パブリシティ権侵害を誘発する実質的危険性が生じ得るため、一定の権利侵害防止措置を採るべき注意義務を負い、当該侵害防止措置を講じていなかった場合には共同不法行為責任を問われる可能性もある。

【論点4-2】 Dの責任（3/4） — 重要な権利侵害防止措置

- 元データが生成画像に反映されて権利侵害に至る可能性を低減するため、Dは以下のような措置を講じ得る。
 - 例えば想定事例4のようにデータセットの規模が十分に大きい場合、AIモデルが特定のデータを過学習する傾向が減少する¹⁰
 - このような場合、相対的には、元データを複製しパブリシティ権侵害が生ずる可能性を低い範囲にコントロールしやすい。更に過学習等を防止するための措置として、現時点の技術では以下のような措置が講じられることが多い。
 - ・ 学習時：十分に長いテキストで画像を説明する (Re-captioning)、潜在空間での学習を行う
 - ・ 生成時：有名人や有名作品の固有名詞を大規模言語モデル等でプロンプトから取り除く 等
 - こうした措置を講じた結果、AIモデルが個々の元データではなく画像群に共通する抽象的な特徴を学習し、特定の元データを複製する傾向が低くなっている場合には、権利侵害の実質的危険性は小さいと考えられる。
 - 上記に対し、データセットの規模が小さい場合、AIモデルが特定のデータを過学習する傾向が相対的に増加する
 - 上記のような措置に加え、更に慎重な措置を求められる場合がある。
 - ・ 学習時における損失関数の正則化項の追加、生成された画像と著名人との類似度を簡易的に検証する画像認識AI 等
 - 適切な権利侵害防止措置を講じることにより、特定の元データを複製して対外的に利用される可能性が合理的に低減されている場合には、権利侵害の実質的危険性は小さいと考えられる。
 - このような措置を講じても特定の元データを複製する傾向が抑制できない場合や、AIサービスの目的に照らして特定の傾向の画像の生成が意図されている場合には、必要な権利処理を行っていない限り注意義務違反を構成する可能性がある。

(権利侵害防止措置の具体例)

具体的な措置	タイミング	詳細	具体的な措置	タイミング	詳細
潜在空間での学習	学習・開発段階	AIモデルが元データの画像をピクセル空間で記憶し類似画像を生成する可能性を低減するため、入力データの重要な特徴のみを保持する潜在空間で学習する手法を採用する。	正則化項の追加	学習・開発段階	過学習が疑われる、特定画像への依存度が高い、類似度の検証で高いリスクが検出された等の場合に、正則化の効果を持つドロップアウトや損失関数への正則化項の追加を実施する。
Re-captioning	学習・開発段階	元データの画像に対する説明文を、固有名詞ではなくより一般化・抽象化された表現で詳述することで、当該データを特定の人物等と結びつけないようにする。	フィルタリング (入力・出力データ)	生成・利用段階	AIモデルの入出力をフィルタリング (除外リストフィルタ) することで、権利侵害のおそれのある画像が生成されるリスクを低減する。

【論点4-2】 Dの責任（4/4） —事例の評価

- 想定事例4はどのような帰結となるか。また、分岐a及びbの場合はどうか。

➤ 想定事例4の場合

- 一定の権利侵害防止措置を講じつつ大規模なデータセットにより学習を行っており、本件以外にVと類似した画像が生成されていないことからしても、共同不法行為責任が生ずる可能性は低い。

➤ 【分岐a】 想定事例4とは異なり、Dが人の肖像生成に特化したモデルを開発するために、2万枚程度の小規模な人物肖像データセットを収集・利用したが、当該データセットの中にVの画像が含まれ、Re-captioningや潜在空間での学習等の措置を講じていなかった結果、Vに酷似した画像が頻繁に生成されやすい状態となっていた場合

- このような場合、データセットの規模が十分大きい場合に比し、元データが生成画像にそのまま反映される可能性が相対的に高いことから、より慎重な措置が求められ得るところ、前頁記載のような措置を講じなかった結果、Vの肖像が生成されやすい状態となっていた場合には、必要な権利侵害防止措置を講じていなかったとして共同不法行為責任が生じ得る。
- 他方、【分岐b】と異なり著名人の画像の生成を目的としたものではないから、前記19頁2のような主体的な侵害類型には該当しないと考えられる。

➤ 【分岐b】 想定事例4とは異なり、著名人の肖像に当該著名人の氏名をラベル付けしたデータで構成されたデータセットを利用して学習が行われ、その結果、著名人の氏名をプロンプトとして入力するとVを含む著名人と同一・類似の肖像が高頻度で生成され、著名人の様々な画像を生成することを目的とした画像生成AIをDが販売していた場合

- 上記のような画像生成AIは、実在の著名人と同一・類似の肖像を生成することを本質的な特徴として販売されるものであるため、「専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とする行為」として参考裁判例⑥が示した3類型と実質的に同視¹¹し得るものであり、前記19頁2のような主体的な侵害類型と評価される可能性がある。
- 著名人と同一・類似の肖像を生成することを目的としていることから、AI利用者の利用過程においてパブリシティ権を侵害する方向性へと強く誘導しかねないAIの提供形態であり、単独の不法行為又は共同不法行為責任が生じ得る。

11 Dの販売する画像生成AIそのものは「肖像等」に該当せず、直接的には参考裁判例⑥が示した3類型には該当しないが、同判例で3類型に付け加えられた「など」は、違法性において3類型と実質的に同一である（「均等」）と評価されるような場合に、パブリシティ権の禁止効の及ぶ範囲を例外的に拡張するものであり、予測できない利用態様が将来発生し得ることに配慮してその余地を残したものであると指摘されている（中島基至「最高裁判所判例解説民事篇平成24年度」50頁）。なお、「肖像等」とは本人の人物識別情報をいうものであり、例えば、サイン、署名、声、ペンネーム、芸名等を含むとされている（前掲・中島41頁）。

(備考) その他の注意義務

- 前記21頁において論じた権利侵害防止措置の他にも、DはAI事業者ガイドライン上求められる措置を講ずることで、注意義務違反を問われる可能性を低減できると考えられる。

- パブリシティ権侵害のリスクに対し、AIガバナンスの観点から、AI開発者・提供者は以下のような措置を講じ得る。**Dのサービスの目的・内容や個々の状況に応じて、求められると考えられる措置は異なるが**、下記のようなガバナンスの構築状況は、権利侵害リスクを減少させるため可能な限りの注意を払っていたことの事情として評価されると考えられる。**なお、下記措置を講じなかったことが、Dにおける注意義務違反に直ちに結びつくものではないことに留意が必要である。**

AI開発・提供におけるガバナンス	具体的な措置	AI事業者ガイドラインにおける関連箇所 (本編30-37頁参照)
データ学習に関する措置	<ul style="list-style-type: none"> • データセットに著名人の肖像等が含まれていないか確認を実施 • 含まれる場合には生成をオプトアウトできるようにするための窓口や仕組みを検討 • データの来歴等に応じ、適切な権利処理がなされているかを確認する 等 	D-2) i. 適切なデータの学習 ※具体的な措置の例については別添87-88頁参照
指示・警告上の措置	<ul style="list-style-type: none"> • パブリシティ権の侵害リスクに関する説明 • サービスの目的等に応じ、利用規約等で生成画像の利用範囲の制限や肖像権を侵害する態様での利用禁止条項を設ける 等 	D-2) iii. 適正利用に資する開発 D-6) ii. 関連するステークホルダーへの情報提供 P-2) ii. 適正利用に資する提供 P-6) ii. 関連するステークホルダーへの情報提供
継続的なモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> • モデルが著名人の容貌を再現していないか検証するためのログ・サンプルを記録し、必要に応じて改善措置を講じる 等 	D-6) i. 検証可能性の確保

1. 第1回研究会でのご意見
2. 想定事例3：画像認識AI
3. 想定事例4：画像生成AI
4. **想定事例4に関する立証上の論点**

立証上の論点の所在

- 想定事例4のような紛争の解決に当たっては、AIの専門技術性や当事者間の証拠の偏在等に鑑み、原告の主張立証責任の緩和を図る従来の判例法理（過失の事実上の推定）が適用され、AI開発者・提供者に当たるDも一定の範囲で反証責任を負う場合がある。
 - また、AI開発者・提供者の保有する文書は文書提出命令の対象となり得るが、営業秘密との関係で開示可否が争点化することが見込まれる。
- 責任論に関する従来の裁判例においても、特に医療訴訟や環境訴訟等の専門技術的な領域において、原告が全ての要件についての主張立証責任を負うという原則を貫くと、証拠の偏在等のために立証が著しく困難となる場面が存在した。
- ① 「過失」等の規範的要件に関し、専門技術的な領域における注意義務違反を詳細に特定して主張することの困難性
 - ② 証拠が被告に偏在している場合に、原告が証拠を全て収集して立証することの困難性
- このような場面に対処するため、過失の事実上の推定など、当事者間の立証負担の公平性を図るための判断枠組みが適用されてきた。
- AIも専門技術的な領域であることや、検証に必要な証拠を開発者等だけが保有している場面も多いことに鑑み、一定の前提事実や経験則を前提として、過失の事実上の推定が適用される場面はあるか（後記26頁・【論点4-3】）。
- また、AI開発者・提供者が保有する文書は文書提出命令の対象ともなり得る。想定事例4におけるDの責任との関係で、開示可否が論点になりやすい証拠にはどのようなものがあるか（後記27-28頁・【論点4-4】）。

【論点4-3】 過失の認定方法

- 想定事例4では、どのような場合に過失の事実上の推定が適用される可能性があるか。
 - 過失の事実上の推定には多様な類型があり、個々の事案ごとの検討を要するが、過失の事実上の推定を適用するにあたり従来の裁判例が重視してきた要素として、AIの文脈でも重要と考えられるものには以下がある。
 - **証拠の偏在**：必要な資料を専ら被告側が有する証拠偏在型の事件であること（参考裁判例⑪等）
 - **不確実性**：不確実性の高い領域において科学的・専門技術的知見に基づく合理的な判断を行う必要があること（参考裁判例⑪等）
 - **経験則**：経験則によって推認過程を補うことができること（参考裁判例⑫等）

参考裁判例⑪：証拠の偏在及び不確実性に基づく過失の事実上の推定（岐阜地判平成6年7月20日判タ861号49頁）

- 長良川における河口堰建設に対する差止訴訟において、堰の安全性については科学的、専門技術的知見に基づく合理的な判断がなされなければならないとしたうえで、本件堰の安全性に関する資料をY側が保持していることを考慮すると、公平の観点から、まず被告が、安全性に欠ける点がないことを相当の根拠および資料に基づき立証する必要があると判示した。

- 典型的な類型として、下記裁判例のように、何らかの過失がない限り通常生じ難い結果が生じている場合の推定が働く余地はあるか。

参考裁判例⑫：何らかの過失がなければ通常生じることがない事故の発生と過失の推定（最判昭和39年7月28日民集18巻6号1241頁）

- 医師の注射行為によって生じた化膿について、注射液の不良、注射器の消毒不完全はともに診療行為の過失となすに足るものであるから、そのいずれかの過失であると推断しても、過失の認定事実として不明又は未確定というべきでない（最判昭和32年5月10日民集第11巻5号715頁）。
- 同様に、医師の注射行為によって生じた化膿について、具体的にそのいずれの消毒が不完全であったかを確定しなくても、過失の認定事実として不完全とはいえない。

- 上記の裁判例では、化膿等の結果の発生を前提として、「注射行為のいずれかの過程において消毒不完全な点がない限りこのような結果は発生し難い」という経験則を前提としている。
- 想定事例4において以下のような事実関係があった場合には、同様の考え方が適用され得るか。

【分岐c】 Dのサービスにおいて、プロンプトにVの氏名を入力するとVと酷似する画像が多数生成されていた場合

→前記21頁のような権利侵害防止措置を講じたサービスであれば、通常このような生成が繰り返される事態は生じ難いと考えられる。また、どのような権利侵害防止措置を行うべきであったのかを原告が特定し証明することは困難な場合が少なくない。

【論点4-4】 文書提出命令①

- AI開発者等が保有する一定の資料は文書提出命令の対象にもなり得るが、営業秘密との関係性にも配慮する必要がある。
 - 想定事例4との関係で、必ずしも営業秘密に亘らない範囲の情報をまとめた初期的に開示が求められやすい資料や、営業秘密に関する慎重な配慮が必要な資料にはどのようなものがあるか。
- 民事訴訟法上、文書の所持者は一般的な文書提出義務を負うが（民訴法220条4号）、AIの開発過程等に関する文書については、その例外事由として営業秘密に基づく提出義務の免除（民訴法197条1項3号・220条4号ハ）が論点となり得る¹²。

参考裁判例⑬：営業秘密に基づく提出拒絶の可否（最決平成20年11月25日民集第62巻10号2507頁）

- 金融機関を当事者とする民事訴訟の手続の中で、当該金融機関が顧客から守秘義務を負うことを前提に提供された非公開の当該顧客の財務情報が記載された文書や、当該金融機関が行った顧客の財務状況等についての分析・評価等に関する情報が記載された文書につき、民訴法220条4号ハ所定の文書に該当しない。
 - 民訴法220条4号ハ、197条1項3号に基づき文書の提出を拒絶することができるのは、対象文書に記載された職業の秘密が保護に値する秘密に当たる場合に限られ、当該情報が保護に値する秘密であるかどうかは、その情報の内容、性質、その情報が開示されることにより所持者に与える不利益の内容、程度等と、当該民事事件の内容、性質、当該民事事件の証拠として当該文書を必要とする程度等の諸事情を比較衡量して決すべき。
- 参考裁判例⑬のとおり、各資料が保護すべき営業秘密に該当するか否かは争点の内容や個々の状況次第であるが、想定事例4におけるDの責任との関係で論点となり得る証拠としては、次頁のようなものが挙げられる。

¹² なお、ある文書が、その作成目的、記載内容、これを現在の所持者が所持するに至るまでの経緯、その他の事情から判断して、専ら内部の者の利用に供する目的で作成され、外部の者に開示することが予定されていない文書であって、文書の開示によって個人のプライバシーが侵害されたり個人ないし団体の自由な意思形成が阻害されたりするなど、所持者の側に看過し難い不利益が生ずるおそれがあると認められる場合には、自己利用文書（民訴法220条4号ニ）として提出義務が免除される場合があるが、AIの開発過程における文書との関係では典型的に営業秘密が論点となりやすいと考えられる。

【論点4-4】 文書提出命令②

➤ 必ずしも営業秘密に亘らない範囲の情報をまとめた資料の例

証拠	必要性
AIモデルの概要資料（System Card等）	<ul style="list-style-type: none"> AIモデルの概要や権利侵害リスク評価等を対外的に説明する資料 対外的に公開されているものもある
開発者が実施した権利侵害防止措置に関するレポート等	<ul style="list-style-type: none"> 権利侵害リスクを踏まえ、どのような権利侵害防止措置を講じたかを説明する資料 権利侵害の蓋然性を評価する上で重要性が高い
データセットの概要を示す資料	<ul style="list-style-type: none"> 前記21頁のとおり、データセットの規模によっても求められる権利侵害防止措置の水準は異なり得るため、データセットの概要を示す資料は重要性が高い ※但し、データセットの具体的な内容は下表の通り営業秘密性が高いことから、詳細な開示が困難な場合があることにも留意が必要

- 営業秘密該当性の判断に当たっては「証拠として当該文書を必要とする程度」が重要となるところ（前頁・参考裁判例⑬）、上記のような資料により権利侵害防止措置の内容等を十分に示すことができれば、下表のような機密性の高い資料を提出する必要性を低減させることにもつながり得る。

➤ 営業秘密上の慎重な配慮を要すると考えられる資料の例

証拠	必要性
学習データについて実施した前処理・フィルタリング・重複排除に関するログ	<ul style="list-style-type: none"> 企業のノウハウが反映されており営業秘密性が高い 講じた権利侵害防止措置の概要に関するレポートで代替し得る
データセットの具体的な内容を示す資料（学習済みインデックス、URL／メタデータ等）	<ul style="list-style-type: none"> 企業のノウハウが反映されており営業秘密性が高い 保存コスト等の観点から削除される場合も多い
学習時の環境・ハイパーパラメータ・データ利用率等に関する内部記録	<ul style="list-style-type: none"> 企業のノウハウが反映されており営業秘密性が高い 権利侵害リスクとの関係では上表の資料の方が直接的な意味を持つ
学習済みのAIモデルを構成するソースコードや学習済みパラメータ等	<ul style="list-style-type: none"> 企業のノウハウが反映されており営業秘密性が高い モデル自体はブラックボックスで、開示されたとしても効果的な評価が困難